

各医療機関の長 様

京都府健康福祉部医療課長
(公 印 省 略)

京都府看護職員等処遇改善事業補助金の実施について

平素は京都府における地域医療行政の推進に御協力をいただき、お礼申し上げます。

京都府では、新型コロナウイルス感染症患者への医療提供など、地域で一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員等の賃金改善を図るため、看護職員等処遇改善事業実施要綱（令和4年1月11日付け医政発0111第4号厚生労働省医政局長通知）に基づき、京都府看護職員等処遇改善事業補助金を実施します。つきましては、「京都府看護職員等処遇改善事業補助金交付要領」を策定しましたので、交付を申請する場合は、下記により必要書類を提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症対策に関する業務に従事するなど、地域で一定の役割を担う京都府内の医療機関に勤務する看護職員等の賃金改善を図るため、医療機関が行う令和4年2月から9月までの間の収入の引き上げに要する経費に対して補助する。

※詳細は別紙「京都府看護職員等処遇改善事業補助金交付要領」、「看護職員等処遇改善事業実施要綱（令和4年1月11日付け医政発0111第4号厚生労働省医政局長通知）」、「看護職員等処遇改善事業補助金に関するQ&A（第4版）」のとおり。

2. 提出期限 令和4年4月21日（木）必着

3. 提出書類 データもしくは紙媒体で提出

①（第1号様式）申請書

② 別紙様式1 看護職員等処遇改善事業 賃金改善計画書

③ 口座振替依頼書

※委任状を記入する場合は、必ず押印し、必ず郵送にて送付ください。

4. 提出先 京都府健康福祉部 医療課 医務・看護係 村田宛て

メールの場合：iryu@pref.kyoto.lg.jp

郵送の場合： 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

担	京都府健康福祉部 医療課 医務・看護係 (村田)
当	電 話：075-414-4746 FAX：075-414-4752 E-mail：iryu@pref.kyoto.lg.jp